

第33期第2回横浜市児童福祉審議会（総会） 会議録	
日 時	令和3年11月26日（金）午後5時00分から午後6時53分まで
開催場所	オンライン開催
出席者	荒木田百合委員長、青柳寛子委員、明石要一委員、新井淳子委員、石井章仁委員、岩佐光章委員、大庭良治委員、川越理香委員、小林理委員、澁谷昌史委員、高橋温委員、高橋雄一委員、多田純夫委員、田辺有二委員、天明美穂委員、新堀由美子委員、細川一美委員、山瀬範子委員
欠席者	青山鉄兵委員、小木曾宏委員、加山勢津子委員、森佳代子委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	<p>1 審議事項</p> <p>（1）副委員長の選出について</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）部会報告</p> <p>（2）令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告</p> <p>（3）「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正について</p> <p>（4）令和2年度 被措置児童等虐待について</p> <p>（5）新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組</p> <p>（6）第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について</p>
議 事	<p>1 審議事項</p> <p>（1）副委員長の選出について</p> <p>要綱第2条に基づき、川越委員を副委員長に選出</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）部会報告</p> <p>里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会の審議内容等について、各部会から資料に基づき報告</p> <p>○小林委員 ご報告いただける範囲で結構ですけれども、第6回児童部会の中で挙がっていました児童相談所による事案について、大まかな内容で結構ですので、お話、あるいは資料があればご紹介いただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>○事務局 今年5月に横浜市中央児童相談所一時保護所に勤務する職員2名がわいせつな行為等を行ったことで逮捕されたという事案がございました。この件について再発防止策を検討するに当たりまして、こども青少年局副局長を委員長とする再発防止策の内部検討委員会を立ち上げ、再発防止策を検討し、児童部会の皆様方に第三者の視点でご意見を賜りながら、最終的に再発防止策をまとめていったというものでございます。</p> <p>○小林委員 承知しました、ありがとうございます。</p> <p>○荒木田委員長 この件に関しましては新聞にも大きく取り上げられまして、心を痛めている方も多いと思いますし、それからやはり職員の育成を含めて、いろいろ今後に生かしていくことが多いのではないかと思います。話せる限りで構わないので、どんな議論があったかとか、こういうことがポイントとしてこれから充実させていくとか、ご報告をお願いします。</p> <p>○事務局 まず何が原因だったのかを深堀りいたしました。今回職員2名が逮捕されました</p>

が、両事案に共通する背景といたしまして、職員は女兒とSNSを通じて個人的に連絡を取り合うこととなり、職場や保護者の監視の目が届かないSNS上のやり取りを重ねることで、本来保つべき職員と児童との距離感を見誤り、最終的には所外で個人的に会うようになっていきます。職員は信頼されている一時保護所の立場を利用して結果的には性暴力に至ってしまったという経過がございます。

両事案の直接的な要因については、当該職員の倫理感の欠如であると私どもは考えております。再発防止に向けては、一時保護所としての組織的な課題を洗い出し、対応策の検討を行ってまいりました。具体的には人材育成ということです。個人の倫理感の欠如がございますので、研修等を実施して倫理観を高めていきたいと考えております。また、一時保護所に勤務する職員として専門性を高めるための研修が不足していたという課題もございましたので、こちらについては、そういった専門性を高める研修を既に導入し、今後もさらに追加して実施していきたいと考えております。加えて、SNS利用に関するルールの方針策定を行いました。

また、管理・運用・職員体制については、一時保護所におけるスーパービジョン体制というものがしっかりと確立されていなかったという課題もございますので、しっかりと検討していきたいと考えております。

○石井委員 今のところで、重ねて質問になるかと思いますが、保育士の場合は、厚生労働省で地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会があり、その中でもわいせつ、あるいは暴力事件に携わった保育士の資格を停止していくという流れになってくるかなと思われまます。先日もNHKのニュース等で取り上げられていたところですが、一時保護所等は保育士だけではないかと思いますが、その辺の資格絡みのところでこういった展開になるのかというのを参考程度に教えてください。

○事務局 一時保護所や児童養護施設は、保育士や児童福祉司等が勤務しております。保育士については、先ほどお話にありましたとおり、再発防止の観点で、そのような問題を起こした者が勤務できないような形になろうかと思いますが、児童福祉司等に関しては、まだ議論がされておられません。

○荒木田委員長 恐らく児童福祉司については、保育士よりも人数も非常に少ない中で、急激に大きくなってきた虐待の問題に、本当に人材育成が追いつかない形で対応しているのが実情だと思います。加えて、非常に厳しい環境の中で育ってきたお子さんを一時的に保護するという事は高いスキルが要ると思っています。専門的な知識の有り無しではなくて、人と向き合う中で信頼関係を築きながら、職員として接するというのは、加減がとても難しい職域なのではないかと思っています。

SNSの問題にいたしましても、もちろんSNSでやり取りして所外で会うというのは言語道断ですが、一方で今どきの子どもはSNSでないと本音が話せないとか、なかなか面と向かっては本音が言えないみたいな中で、SNSを使わないというのも非現実的です。今回のようなあつてはならない事例が起きたことを決して無駄にせず、入所してくるお子さんたちを第一に守り、大切にしつつ職員も守る必要があるかと思ひます。これは、本当に困ったときに相談できるとか、スーパーバイザーがいらしてアドバイスしてもらえると、一人で抱えてやっていたは本当に先が見えないというか、また繰り返される可能性はゼロではない。では、スーパーバイザーができる人がそう多くない

中で、誰がスーパーバイズをできるのか、どのタイミングですか。ご質問のあった内容から本当にいろいろなことが考えられると思いますので、ぜひこういったことをきっかけにいい運営につなげていっていただき、人材育成につなげていただきたいと思います。

(2) 令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告

事務局より資料に基づき説明

○荒木田委員長 全体の流れとしては、コロナはあったけれども、あまり影響を受けていないというお話でした。確かに数字は激増しているということはないようですが、広報啓発事業などもいろいろなイベント会場に出向かれたということなのですか。

○事務局 広報啓発で効果的な区民まつり等のイベントで各区のこども家庭支援課が啓発活動を行うことができなかったのも、例年の取組よりはできなかったかと思っております。

新型コロナウイルス感染症を受けまして、補正予算でタウンニュースに宣伝記事を掲載しました。そのほか各公共交通機関でのポスターについて、通常では載せられない公共交通機関にもポスターを掲示し、できるだけ児童虐待に対する感度が低くならないよう努めてまいりました。

○天明委員 重い報告書をありがとうございました。1ページ、1の(1)の増員したという部分について少しお話を聞かせてください。児童福祉司と児童心理司を合計78人増員したということですが、平均年齢やどのぐらいの年齢の方々が配置されたのかを教えてくださいますか。

○事務局 平均というのは取っていないのですが、児童福祉司に関しましては、大体2か所目の職場とか3か所目の職場で異動してきている職員が多いような印象です。児童心理司につきましては新たに採用していますので、大学院やその他の経験もあるということ、20代後半の者が多かったと思います。

○天明委員 児童福祉司と児童心理司については、一般的に児童に対応するというように理解しがちですが、虐待をしている親に対応するものもこの方たちという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。実際、親御さんからのご相談を受けることが非常に多くなっております。

○天明委員 親が尊敬している人の言葉でないと人は変わらないというところが難しいと思っています。若い人がすごく一生懸命してくださるのはありがたいと思いながら、どうしても親がその言葉を軽んじる傾向があるようにお見受けいたします。いろいろな経験をなさった方も配置されるようになるとチームワークとして有効に機能するのではないかと思いますので、採用も難しいことかと思っておりますけれども、ご考慮いただけると助かります。

○荒木田委員長 ありがとうございます。恐らく採用する側もそういった人が来てくれるといいなと切に願いながら採用活動をしているのではないかと思います。これは横浜だけではなくて日本全体でまだまだ人材が不足している分野だと思います。十分配慮しながら、そして研修なども行って、あとチームで当たるということですね。若い人だけが表に立たないようにという。このようなご意見を受け止めて進めていってほしいと思

います。

親子の心の相談事業をモデル3区で実施していると書いてありますが、こういったことをモデル的に取り組むということは非常に大切なことだと思いますが、報告書を見てもモデル3区で実施したということしか書いていませんが、モデル3区で実施した結果の効果や今後の拡大について、あるいは引き続き研究を進めていくのか、今後の展開の展望などがございますでしょうか。

○事務局 3区で精神科医の方々にお越し、出産期における産後うつ対策として相談対応を行っております。令和元年10月から金沢区で開始し、令和2年1月からは戸塚区と青葉区の3区で実施しています。実施した中で、利用件数、相談内容、相談結果、精神科の受診が必要な件数、あとは精神科受診についてつながった件数は検証を行っております。その検証を含めまして、受入れ可能な精神科医療機関との連携も加味した上で事業の方向性について今後検討していきたいという形で考えております。

○荒木田委員長 児童福祉審議会の委員の皆様は本当に実情を御存じで心を痛めていると思いますが、虐待で亡くなるお子さんについて、親御さんのサポートがあれば、何とかなつたかもしれないというようなことに有効に働く事業かもしれませんので、検証していただきたいと思います

○天明委員 2ページ(6)のイについて、事例の検証をしていますが、これについては公表されているのでしょうか。

また、4ページの7について、虐待を行った保護者への支援ということで、指導になりがちな部分ということが難しいかなと感じています。間違っただけをしている人に正しいことを教えるというスタイルはある意味有効だとは思いますが、虐待をする親の中には分かっているにもかかわらずやめられないという状況があり、親同士で支援し合うというスタイルがあったかと思いますが、現状について教えてください。

○事務局 1問目になりますが、重篤事例等検証委員会につきましては、当審議会の児童部会の下部組織に当たります検証委員会では実施しているもので、実施検証報告書を作成したものにしましてはホームページ上でご覧いただけるようになっておりますので、後ほどご案内をさせていただければと思います。

○事務局 2問めにつきましては、保護者に対しては、「こら」というふうに怒るということではなくて、教育的に受け入れられるような方法ということを取るとことで職員は対応しております。それに加えまして、グループを作り、先生につきながら、お互い意見を言い合ながらいろいろな気づきを求める、目指すということもやっております。

○荒木田委員長 大変センシティブで難しい問題ですね。いろいろな方の意見に耳を傾けながら気づきを促していただければと思います。

(3)「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正について

事務局より資料に基づき説明

○荒木田委員長 平成26年制定以来、初めての改正ということで、議員条例として制定され、今回も議員の皆様から、ご提案があつてこの形になったという経緯のご説明でございました。ご質問、ご意見などはございますでしょうか。

私はこれを最初に読んだときに、子どもの品位という言葉にとても、具体的なイメージ

をどのように抱いてこれをお作りになったのかなということを感じました。子どもの人権とか体罰というのは大きなお子さんだけではなくて、生まれたその瞬間から子どもは品位を持った存在なのだという認識でこれをお作りになったのかなと思って読んでおりましたけれども、そういったことなのでしょう。

○事務局 こちらの条例改正に際しましても、品位という言葉を使うかどうかというようなところは議論の中に上がったところでございます。参考にさせていただいたものでは、先行事例で東京都が虐待条例を作成し、体罰禁止というようなことを盛り込んでおりますので、そういった先行の事例も参考にさせていただいたということもございますが、大本は、子どもの権利条約の中に子どもの品位という言葉が出てくる。そういったところを受けて、今、民法の法制審議会の中でも改正が論議されているということもございますが、そういったところでもこの文言が入るのではないかなというような情報も入ったりしたこともございましたので、最終的に品位を傷つける行為というような形で採用させていただきましたが、市民向けに広報していく部分では、条文上はこのような形で整理をいたしました。なかなか分かりにくいところも正直あるかと思っておりますので、体罰など子どもの心を傷つける行為というような形で、広報を行っていく中では今後展開を図っていききたいという形では考えております。

○荒木田委員長 いろいろな事例にも当たり、それから民法の改正などもある意味先取りをして、子どもはかけがえのない大切な存在なのだということで改正がなされたということだと思います。

○天明委員 横浜市子供を虐待から守る条例ということで、頼もしい内容だとは思っています。ただ、子どもを虐待から守るに当たって、子どもに対する教育というのがあまり触れられていないところが自分としてはちょっと心配なところです。今回の体罰をしないということに改正されたということで、そこに焦点が当たるのは仕方ありませんが、品位を傷つけられる行為というのがそれだけではないということですよ。

体罰だけではなくて、先ほど一時保護所で起こった性暴力のようなこととか、ネグレクトのようなこととか、子どもが狭い世界の中で、自分の家はこうだからよその家もそうだろうと思ってしまって、自分の受けていることを虐待だと思わないということがまず問題の根本にあるかと思うんですけども、その部分についてあまり触れてなくて、子どもの力をあまり信じていない、周りが何とかしてあげようというようなスタイルになっているところが、もうちょっと子どもの力を信じて、子どもにきちんと知識を伝えるというようにしていただけたら、と私としては思います。そういうことはご検討はなさいましたでしょうか。

○荒木田委員長 ありがとうございます。今日のご説明のポイント②の第4条の市の責務の下線部で「虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動」というあたりがお子さんに対することなのではないかと推察しますが、いかがですか。

○事務局 天明委員が指摘いただいた部分は、しっかりと取り組んでいかなければいけない部分だというような形では考えておまして、ご指摘いただきましたことに大変感謝いたします。

委員長からおっしゃっていただきました第4条第7項の部分に、今までこの条文、項目はなかった部分ではございますが、子供自身が「一人の人間として尊重され」という

ところもそうですけれども、自身が受けている虐待、本当にご指摘のとおり、閉鎖された環境の中で虐待は起こることが多いので、そのこと自体に気づけないというようなこと、ヤングケアラーとかと最近も言われておりますが、そういった部分も含めまして、私どもと学校等も連携を図りながら啓発活動に努め、できるだけ子ども自身がSOSを上げるといったことができること、背中を押してあげるような活動もこれから行っていかなければと思っていますところ。

○荒木田委員長 天明委員のご指摘のことは非常に大切なことだという認識の下にこの条例が作られ、これからの事業が展開されていくというようなお答えだったと思います。

○細川委員 天明委員からもございましたけれども、私どものCAPという活動を通して子どもたちに人権があることを伝え、なおかつ、苦しくてとか様々な環境になったときには、つらい思いをしたときには身近な大人に相談しようというプログラムを私たちは伝えておりますので、ぜひとも子どもたち自身がSOSを出せる環境を整える、子どものSOSを身近に聞く大人の体制づくりも一緒に考えていただければと思っています。

子供を虐待から守る条例のチラシを見せていただきましたけれども、私どもも保護者の方にお伝えしているのが、DVを目撃することだけでも脳に委縮があるということ、厚生労働省のホームページにも使っている愛の鞭ゼロ作戦というものも私どもも活用させていただいておりますので、こういう影響が具体的にあるんだということが保護者の方に伝われば、この行為は慎まなければいけないとかというゴールにつながるのではないのかなとも感じております。また、そういう部分もどこかに盛り込んでいただけると幸いですと思って発言させていただきました。

○荒木田委員長 愛の鞭ゼロ作戦という単語は私も知りませんでしたけれども、皆さんが厚生労働省からのそういう認識でいて、そういうことが大切だ、愛の鞭なんてあってはならないことなんだというのをベースに進めるということだと思います。そう認識している親御さんはまだまだそんなに多くない中で、どうやって進めていくのかというのは大変難しいと思いますが、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○大庭委員 皆さんのお話を聞けば聞くほど、保育所が何かしら動かないと、なかなか架け橋になっていかないな、こういったすばらしいものがありながら我々がやはり情報提供及び対処していかなければいけないと思いました。先日、法人としては児童心理司を雇用したいといった意見が理事から出たところです。しかしながら、児童心理司というのは非常に数も限られております。ですので、そこまでいかずとも、幼児心理アドバイザーとか民間がやっている資格ですが、そういったものを保育士の皆さんが取っていくような流れができてくると、いきなり児童心理司に全てを任せるのではなくて、事前にワンステップお話を聞ける、受け止められるような場所を作ったらどうかは思うんですが、その辺の仕組みがあまり分からないので、ぜひご教示いただければと思います。

○荒木田委員長 親御さんへのアドバイスとか、親御さんを受け止める、かなり幅広い土台のところの保育所にこれから期待されていること、新しい職種の配置なのか、保育士の教育の充実なのか、そういう動き、あるいは先行事例をご存じの方がいたら教えてください。

○事務局 保育所には、地域子育て支援の機能が、保育所保育指針の中であるべき機能の一つとして示されており、保育所における保護者支援といいたいでしょうか、園児だけでなく、

地域の育児相談などもできるようにということで位置づけられてはおります。しかし、保育士資格に加えて、そういう心理アドバイザーのような専門資格を取ったときの状況までは、現在の制度では想定はされていないところではございます。

ただ、大庭先生がおっしゃるとおり、地域の中にある保育所として、本当に地域に頼りにされるというか、地域に溶け込む保育所としては必要な機能だと思えますし、そういう活動ができやすいように市としてどのようなバックアップができるのかというのは、大庭先生と一緒に考えていければいいと思っております。

○大庭委員 昨日も「クローズアップ現代+」を拝見したところ、貧困の問題も取り上げておりました。今後、そのような問題も含め、いろいろな面から手を差し伸べなければいけないことが出てくると思います。ぜひよろしく願いいたします。

○荒木田委員長 やはり子どもがもちろん亡くならない、死に至らない、それに加えて生きていく力をつけていくためには、個別の専門機関が必死に頑張るだけではなくて、個別の専門性を発揮しながら、その周辺の専門性をいかに身につけるか、あるいは身につけないならアドバイザーをいかに置くか。そうやって社会全体、地域全体で温かく見守る。そういったことを考えていく時期なんだろうと思います。いきなりモデル事業でお金をつけてということではないにしても、そういったことの有用性だとか可能性みたいなことはぜひ研究を進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします

(4) 令和2年度 被措置児童等虐待について

事務局より資料に基づき説明

○石井委員 先ほどのわいせつのパターンと似ているかと思いますが、例えば保育士は取消しというのが、今後情報を共有化していくみたいな流れの発言を大臣がされていまして。教員免許に倣ってやっていくという話になっていくのですが、例えば他市町村で問題を起こしたというようなパターンで、横浜市の施設に流れ着いてみたい、かなり情報把握みたいなのは難しいのではないかと考えているんですが、とはいえかなり人材不足の昨今ですから、そのあたりで、入ってきて研修というのは聞こえはいいんですけども、水際対策ではないですが、情報把握といったところのお考えがあるのかどうかを伺わせていただければと思います。

○事務局 まず里親につきましては、犯罪歴等を照会しまして、犯罪の状況に応じては認定できないような仕組みを設けております。また、施設につきましては、現状では過去に被措置児童等虐待を起こした者に対しての採用を抑止する手段というのは持ち合わせてはいないところではありますけれども、委員ご指摘のとおりこういった事例があつてはならないことではございますので、具体的に何ができるかというのはなかなか難しいところではあります。課題として認識していきたいと考えております。

○荒木田委員長 ありがとうございます。なかなか難しい問題で、これまで非常に件数が少なく、令和2年度はここまで件数が上がったというのは、やはり家庭内の時間と同じように施設内で、子どもは学校とかに行かない、子どもの数も多い。児童指導員もその分多くなるわけではないという中でいろいろ募ったということが推測されます。今回はそうかもしれませんが、石井委員のご指摘のような懸念もゼロではないので、厚生労働省あるいは神奈川県などもよく相談をしながら、同じシステムができるときに乗っ

かってしまったほうがいろいろなことがカバーされるということもありますから、ぜひ情報をしっかり取って対応していただきたいと思います。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する子ども青少年局の事業・取組

資料に基づき事務局から説明

○荒木田委員長 大変きめ細かく対応して、それぞれニーズに沿ったものだったということで、利用の実績が上がっているということでございます。この件に関してご質問、ご意見等はございますか。

○大庭委員 本当に市の皆さんの協力を得まして、コロナ禍におきましては保育士も多数の感染がありましたが、それでもようやく平常に運営ができていているというふうに、本当に心の底から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○荒木田委員長 ありがとうございます。現場からのそういう声が一番市にとって励みになると思います。

○天明委員 令和3年度の「横浜経済と市民生活を守る」の最後のところで、2番の右側の①ウイルスに感染した妊産婦への支援とかというのがとても頼もしいと思いました。産み控えがすごく増えているなど感じる中で、どんなことをしたのか詳しく教えていただけますか。

また、保育部会で実績値、生んだ数が減っているということが課題になっていて、横浜市で何をしてもらえるかというのが明らかになると、横浜市はやっぱり核家族が多く、不安も多いと思うので、良いことは広めたいと思いました。教えてください。

○事務局 ウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援ということですが、ウイルスに感染した妊産婦さんに関しては、非常に不安な気持ちを抱え、孤立感のある方もいると思いますので、不安を解消し、また育児技術の提供を行うために、医療機関と連携いたしまして、提供された情報を基に、退院後、助産師または保健師などが電話などで支援を行うというものでございます。

○荒木田委員長 そうすると、ウイルスに感染して、でも無事に生まれたという方へのその後のフォロー、妊産婦ですかね。

○事務局 出産後のフォローになります。

(6) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について

資料に基づき事務局から説明

○荒木田委員長 第2期ということで第1期を振り返り、また、コロナも踏まえて充実させていきたいというようなご説明でございました。

計画素案にも、気づくというようなことが書いてありましたが、私もこのコロナを経て、社会福祉協議会も食の支援なども行ってまいりましたが、食料を取りに来る方を拝見していると、一見して、貧困や困窮という方は非常に少なかったです。町なかで会ったら、よもやその方がそんな困窮状態にあるなどということは誰も想像しないだろうというようなことですが、その実情はやっぱり本当に窮していっちゃう。子どもの貧困もそうですし、虐待もそうだと思いますけれども、本当に気づきにくい社会になっているのではないかと思います。そういう中で、子どもの貧困計画も気づく・つな

	<p>ぐ・見守るということを1番目に掲げているというのはとてもいい視点だと、そういう感性を持って様々な施策が進むといいなとつくづく思いました。</p>	
資料	資料1	第33期横浜市児童福祉審議会委員名簿・臨時委員名簿
	資料2	第33期横浜市児童福祉審議会事務局名簿
	資料3	横浜市児童福祉審議会条例・横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料4	部会報告 里親部会
	資料5	部会報告 保育部会
	資料6	部会報告 児童部会
	資料7	部会報告 障害児部会
	資料8-1	令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書(概要)
	資料8-2	令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書
	資料9-1	「横浜市子供を虐待から守る条例」改正案内チラシ
	資料9-2	「横浜市子供を虐待から守る条例」
	資料10	令和2年度 被措置児童等虐待について(報告)
	資料11	新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組
	資料12	第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案(概要版)
特記事項	なし	